

見積競争公告

下記について見積競争に付します。

令和2年2月14日

全国健康保険協会 埼玉支部
支部長 柴田 潤一郎

記

1. 調達内容

- | | |
|------------|---|
| (1) 件名 | 健康づくり・セルフケア リーフレットの作成と健康保険委員事業所への送付書の印刷、宛名ラベルの作成及び封入封緘業務委託 |
| (2) 数量 | 仕様書による |
| (3) 納品期限 | 仕様書による |
| (4) 納品場所 | 仕様書による |
| (5) 見積競争方法 | 見積書を提出期限内に提出し、最低価格をもって見積書を提出したものを契約の相手方とする。その相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額をもって判定を行うので、参加者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。 |

2. 見積参加資格

- (1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成31・32・33(令和1・2・3)年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「物品の製造」「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 資格審査申請書に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中ではないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあ

っては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。

(8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。

(9) プライバシーマーク・ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のうち、いずれか 1 つを取得している事業者であること。

3. 見積書の提出場所等

(1) 提出場所

〒330-8686 さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター16 階
全国健康保険協会 埼玉支部 企画総務グループ 下・安斎
電話 048-658-5918

(2) 仕様書の内容に関するお問い合わせ先

〒330-8686 さいたま市大宮区錦町 682-2 大宮情報文化センター16 階
全国健康保険協会 埼玉支部 企画総務グループ 服部・阪本
電話 048-658-5918

(3) 見積書提出期限 令和 2 年 2 月 25 日(火) 12 時 00 分

※郵送の場合も上記期限までに必着とする。

4. その他

(1) 見積書には、事業所名・代表者名を記載し、代表者印を押印し、全国健康保険協会埼玉支部あてに提出すること。記載漏れ、押印漏れまたは判読不能のものは無効とする。

(2) 提出後の見積書の差し替え、変更または取り消しをすることはできない。

(3) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨

(4) 契約保証金：免除

(5) 契約書作成の要否：要

(6) 最低価格の見積書を提出した者が、二人以上あるときは、当該提出者にくじを引かせ決定するものとする。また、提出者が直接くじを引くことができない場合は、見積競争執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き決定するものとする。

(7) 手続きにおける交渉の有無：無

(8) 詳細は見積競争参加説明書による。

上記のとおり公告する。

健康づくり・セルフケア リーフレットの作成と
健康保険委員事業所への送付書の印刷、宛名ラベルの作成及び
封入封緘業務委託

仕 様 書

令和 2 年 2 月
全国健康保険協会埼玉支部

1 業務概要

本業務は、業務委託契約(請負契約)に基づき、全国健康保険協会埼玉支部(以下「協会支部」という。)において、下記 5 に記載する業務及びこれらに付随する業務を実施するものである。

2 納品日

令和 2 年 3 月 27 日まで

※納品日については別途、委託者と協議のうえ、可能な限り早く納品すること。

3 健康づくり・セルフケアリーフレット、送付書等の部数、仕様

- ・健康づくり・セルフケアリーフレット(A3両面 2 つ折り) 40,000 部作成
紙質:上質紙(四六版 70k) 刷新:4c/4c
- ・送付書 4,200 部作成(A4 両面 白黒・事業所名・ID 等の差込み印刷)
- ・送付対象者の宛名ラベル作成および封筒への貼付 4,200 件作成
- ・送付書、A4 チラシ、健康づくり・セルフケアリーフレットの封入封緘作業 4,200 件封入封緘

●リーフレットについては、当協会が提供する原稿をもとにレイアウトデザインを行うこと。(イラスト、色、字体等の編集及び校正) 校正内容等については、校正担当者の指示に従うものとし、校正は校正担当者が合格とするまで行うこと。また、著作権及び著作権は、当協会に帰属するものとし、電子媒体も提供すること。形式は Adobe illustrator(対応 OS: Windows)及び PDF で、保存媒体が非圧縮で CD もしくは DVD およびメールとする。なお、納品時に別添「ウイルスチェック実施結果報告書」「業務完了報告書」を記入の上、添付すること。

●送付書については、当協会が提供するデータを印刷すること。

●A4 チラシについては、印刷物を当協会から提供。

●宛名ラベルの外字フォント印字を可能にするため、契約時には「フォントファイル利用許諾契約書」の契約をすること。

●各種印刷物を作成し、当協会支部の指定する角 2 封筒に宛名ラベルを貼付し、健康保険員加入事業所の被保険者数にあわせて下記の「(予定)健康保険委員企業リーフレット同封数」でリーフレットの封入封緘を行い、令和 2 年 3 月 27 日(金)までに委託者が指定した郵便局に協会けんぽ埼玉支部で作成した差出票と合わせて納品する。残りのリーフレットについては、1,000 枚ごとに梱包を行い当協会支部へ納品すること。

※作成依頼者(協会けんぽ埼玉支部)、品名、数量(1,000 枚)、作成業者名を明記すること。(ラベル貼付可)

●この仕様書の内容(運搬、校正原稿作成、本紙色校正、サンプルの納品等)にかかる全てを経費として見込むこと。

●納品された商品に重大な欠陥が発見された場合は、受託者の責任において速やかに交換すること。

●支払いは納品が終了した後に請求を受けて行う。

●その他この仕様書に定めのない事項については、双方協議のうえ決定する

(予定)健康保険委員企業リーフレット同封数

健康保険委員在籍企業の被保険者数	企業数(社)	リーフレット同封枚数	リーフレット必要数
100-500人以上企業	617	30	18,510
10-99人企業	3,489	5	17,445
合計	4,106		35,955

注意事項

- ・送付対象者の住所データ等については、磁気媒体(CD-R)で引き渡す。
※受領・返却、業務終了の際には、様式1～様式3を提出すること。
- ・当協会支部の指定する角2封筒についても併せて引き渡す。
- ・数量等については、変更することがある。変更の際には契約業者に連絡する。

4 封筒様式

角2封筒

5 業務委託内容

業務名	主な事務処理の内容
健康づくり・セルフケアリーフレットの作成と 健康保険委員事業所への送付書の印刷、 宛名ラベルの作成及び封入封緘業務委託	・健康づくり・セルフケアリーフレットの作成、印刷 ・送付書の印刷 ・宛名ラベルの作成、及び封筒貼付 ・送付書、A4チラシ、健康づくり・セルフケアリーフレットの封入封緘 ・納品(納品場所は指定郵便局及び協会支部)

6 委託の条件

(1)体制の整備

受託者は、委託業務の実施に先立ち、次のⅠからⅣのいずれかの条件をみたしていること。

- Ⅰ プライバシーマークの取得
- Ⅱ ISO/IEC27001の認証を取得
- Ⅲ JISQ27001の認証を取得
- Ⅳ ISO9001の認証を取得

また、業務実施体制の整備として、次に記載する事項について措置すること。

ア 総括管理責任者の設置

委託業務に従事する者の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いに関する総責任者（総括管理責任者）を設置し、以下の業務を行わせること。

- ① 個人情報の取扱いに関する規定等の承認および周知
- ② 部署管理者(部署管理補助者)の任命
- ③ 部署管理者(部署管理補助者)からの報告収集及び助言・指導
- ④ 教育・研修の企画
- ⑤ その他委託業務全体における個人情報保護に関すること

イ 部署管理者(部署管理補助者)の設置

委託業務の実施を行う部署毎に、委託業務の処理、業務委託員の服務等の監督及び個人情報の適切な取扱いに関する管理者(部署管理者)及び部署管理者不在時の補助者となる者(部署管理補助者)を設置し、以下の業務を行わせること。

- ① 個人情報の取扱いを含む業務に従事する者(個人情報取扱者)の指定及び変更等の管理
- ② 封入資材等(その他委託物品含)の保管場所の指定及び管理
- ③ 業務委託員の指導監督
- ④ 個人情報の取扱状況把握
- ⑤ 教育・研修の実施
- ⑥ 総括管理責任者に対する報告
- ⑦ その他保管部署における個人情報の安全管理に関すること

ウ 個人情報取扱者の指名

委託業務の実施を行う部署において、個人情報取扱者を指名すること。

また、指名された者以外の従業員等が、個人情報を取扱うことのないようにすること。

エ 点検責任者及び点検担当者の設置

委託業務の実施を行う部署毎に、個人情報の取扱状況の点検を行うための点検責任者及び点検担当者を指名し、点検計画の策定及び点検を実施すること。

また、点検責任者は、点検の実施後において、取扱規定違反等、不適切な個人情報の取扱いを把握したときには、速やかにその改善を行うこと。

オ 監査責任者及び監査担当者の設置

受託者は、個人情報の取扱業務を実施する部署以外の部署から、監査責任者および監査担当者を指定し、監査計画の策定及び監査を実施すること。

また、監査責任者は、監査の実施後において、取扱規定違反等、不適切な個人情報の取扱いを把握したときには、速やかに点検責任者へ報告すること。

カ 個人情報の漏えい等が発生した場合における対応体制、個人情報の漏えい等が発生した場合に対応するため、次に掲げる体制を整備すること。

- ① 対応部署等の指定
- ② 個人情報の漏えい等による影響及び原因の調査体制
- ③ 再発防止策、事後対策の検討体制
- ④ 協会支部への報告体制

キ 総括管理責任者及び部署管理者(部署管理補助者)の承認申請

受託者は、総括管理責任者及び部署管理者(部署管理補助者)を指定し、委託業務の開始前までに、委託者に対して、その承認を申請すること。

なお、総括管理責任者及び部署管理者(部署管理補助者)の変更等を行う場合は、変更等を行おうとする日の10日前までに、委託者の承認を得ること。

ク 個人情報取扱者の特定

受託者は個人情報取扱者を指定し、業務の開始前までに名簿を作成すること。また、委託者より提出を求められた時は名簿を提出すること。

(2) 教育・訓練

ア 受託者は、委託業務の実施前に、総括管理責任者、部署管理者(部署管理補助者)及び業務委託員に対し個人情報の取扱いのための教育、訓練を行うこと。

また、委託業務の実施中であっても、必要に応じて当該教育・訓練を行うこと。

イ 受託者は、総括管理責任者、部署管理者(部署管理補助者)及び業務委託員に対し、個人情報保護に係る取扱い規定等に違反した場合の処分の周知を行うこと。

(3) 個人情報を含むデータ及び帳票等の取扱い

ア 委託業務で使用する個人情報を含むデータ及び帳票の一部又は全部の複写複製等を行うことは禁止することとし、複写複製等の防止措置を講ずること。ただし、委託業務の遂行に当たり、複写複製等を行うことが必要である場合については、あらかじめ委託者の承認を得ること。

イ 委託業務の遂行にあたり作成した個人情報を含む媒体については、委託業務終了後、委託者の指示に従い、適正に廃棄又は消去を行うこと。

ウ 個人情報を含むデータ及び帳票等の受け渡し等については、その途上における漏えい、紛失、き損等が発生しないような措置を講ずること。

(4) 部署管理者(部署管理補助者)及び業務委託員の資格

部署管理者(部署管理補助者)及び業務委託員の資格は以下のとおりである。

ア 部署管理者(部署管理補助者)

業務委託員を統括する者であり、電子計算機の運行、操作及び入出力情報の保護、管理など、委託業務を遂行するために必要な知識を有することのほか、情報セキュリティに関する業務経験を有すること。また、指導・監督的な職位での経験を有していること。

イ 業務委託員

委託業務を遂行するために必要な知識及び経験を有すること。

(5) 再委託の禁止

受託者は、当該業務を第三者へ再委託してはならない。

(6) 委託物品の安全性確保

① 資材及び提供データ等の保管状況等が安全であること。

② 資材等の搬送時における安全性の確保

ア 資材等の搬送方法

資材等の搬送は、自社保有の車両、セキュリティ便または第三者請負承認を受けた配送業者により行うこと。

イ 資材等の保護

受託者は、封入資材等の搬送にあたり、水濡れや落下等による破損を防止するため、段ボール箱に梱包する等の所要の措置を講ずることとし、そのために必要な物品等は、受託者があらかじめ準備すること。また、盗難及び紛失等による情報漏洩には、十分注意すること。

(7) 個人情報の取扱いを含む業務の作業場所

受託者は、委託業務のうち、個人情報の取扱いを含む業務の作業場所及びコールセンター(作業場所等という)の設置場所について、あらかじめ委託者の承認を受けることとし、当該作業場所以外の場所において個人情報の取扱いを含む業務を実施してはならない。

① 作業場所等の設備

作業場所等は、電子錠又はそれに準ずるものを保有し、関係者のみが知り得る情報によって入退室の管理が可能であること。

② 退室管理

受託者は、作業場所等の入退室の状況を記録し、当該記録の検査を行うこと。

③ 作業場所の位置

作業場所等は日本国内であること。

(8) データ等の機密保持

① 本業務にあたり入手した個人情報等のデータの一部又は全部の複写複製等を行うとは禁止することとし、複写複製等の防止措置を講ずること。ただし、本業務の遂行にあたり、複写複製等を行うことが必要である場合については、あらかじめ埼玉支部の承認を得ること。

② 本業務の遂行にあたり入手した個人情報を含むデータについては、本業務終了後、受託者の指示に従い、適正に廃棄又は消去を行うこと。

③ 受託者及び受託者が指定する健診実施機関との連絡体制

ア. 個人情報を含む媒体の受け渡し等については、その途上における漏えい、紛失、き損等が発生しないような措置を講ずること。

イ. 個人情報の漏えい等、事故発生時の緊急連絡体制を確立し、迅速な対応を行うこと。

④ 個人情報を含む媒体の安全確保

受託者は、個人情報を含む媒体の搬送にあたり、水漏れや落下等による破損を防止するため、段ボール箱に梱包する等の所要の措置を講ずることとし、そのために必要な物品等は、受託者があらかじめ準備すること。また、盗難及び紛失等による情報漏洩の防止のため、個人情報を含む媒体の搬送にあたってはセキュリティ便等を利用すること。なお、運送会社との契約等諸手続きは受託者が行い、データ提供日までに用意すること。

⑤ 個人情報を含む媒体の保管場所

個人情報の外部漏洩、毀損を防止するため、すべてのデータ、納品物等を保管するための施錠可能な保管庫を保有し、当該保管庫に係る鍵が適切に保管すること。また、当該保管庫を耐火設備等の整った施設で管理すること。

ア. 鍵の管理・保管

受託者は、当該保管庫の鍵については厳重に管理すること。

イ. 鍵の貸出状況等

受託者は、当該保管庫の鍵の貸出状況等を記録し、当該記録の検査を行うこと。

(9) 作業場等届書の提出

(7)～(8)に係る事項の確認のため、受託者は委託業務の開始前までに、作業場等届書を委託者に提出し、承認を受けること。作業場等届書の様式は任意とする。

7 作業報告

- (1) 部署管理者(部署管理補助者)は、日々進行状況を管理し、委託者の要望に応じ報告すること。
- (2) 部署管理者(部署管理補助者)は、業務処理件数を管理し、業務区分ごと、月ごとに委託者に書面で報告すること。

8 立ち入り検査等

委託者は、いつでも受託者の作業状況等について、立入検査を行うことができるものとする。

9 その他

- (1) 当該委託業務において疑義が生じた場合については、委託者の監督職員と部署管理者(部署管理補助者)が協議のうえ決定することとする。
- (2) 本委託業務に必要な封入封緘機等の備品及び作業場所については、全て受託者が用意すること。なお、作業場所については、委託者の所在地から自動車で1時間30分以内に到着できる場所に限る。
- (3) 全国健康保険協会は、受託者が個人情報の漏えい等受託者の責に帰する事由により全国健康保険協会に損害を与えた場合、受託者の契約違反が判明した場合には、契約解除、一定期間の指名停止等の処分を行うとともに損害賠償請求を行うことができる。
- (4) 万一、誤封入による誤送が発生した場合、協会支部は受託者名を公表できるものとする。また、誤送があった場合、協会支部は受託者に、誤送先に対する説明・謝罪等を要求することができる。
- (5) 支払いについて
別添、契約書(案)のとおり。

仕様に関する問い合わせ先

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-2

大宮情報文化センター16階

全国健康保険協会 埼玉支部

企画総務グループ 服部・阪本

電話:048-658-5918 FAX:048-658-6062

見積競争参加説明書

(健康づくり・セルフケア リーフレットの作成と健康保険委員
事業所への送付書の印刷、宛名ラベルの作成及び封入封
緘業務委託)

見積書提出期限:令和2年2月25日(火) 12時00分

令和2年2月

全国健康保険協会埼玉支部

全国健康保険協会埼玉支部の調達契約に係る見積競争公告(令和2年2月14日付)については、会計諸法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

【1】支部代表者

全国健康保険協会埼玉支部 支部長 柴田 潤一郎

【2】調達内容

(1) 調達件名 健康づくり・セルフケア リーフレットの作成と健康保険委員事業所への送付書の印刷、宛名ラベルの作成及び封入封緘業務委託

(2) 調達仕様 別途仕様書による

(3) 納品期限 別途仕様書による

(4) 納品場所 別途仕様書による

(5) 契約相手方の決定方法

契約相手方の決定は、最低価格落札方式を持つて行うので、

- ① 見積参加者は、調達役務の本体価格のほか仕様書などに規定するもの等に要する一切の諸経費を含めた総額を見積もるものとする。
- ② 契約の相手方の決定に当たっては、見積書に記載された金額の10%に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、見積参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

(6) 入札保証金 免除

(7) 契約保証金 免除

【3】見積参加資格

(1) 全国健康保険協会会計細則第25条及び第26条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない

① 当該契約を締結する能力を有しない者(未成年者、被保佐人又は被補助者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く)及び破産者で復権を得ない者

② 以下の各号のいずれかに該当し、かつその事実があつた後3年を経過していない者(これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。)

(ア) 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は業務に関しての不正の行為若しくは役務の遂行に当たって遵守しなければならない事項に反した者

(イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者

(ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

(エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

(オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

(カ) 前各号のいずれかに該当する事実があつた後3年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理

人、支配人その他の使用人として使用した者

- (2) 平成 31・32・33(令和 1・2・3)年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「物品の製造」「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
 - ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (5) 全国健康保険協会から業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。
- (6) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について保険料の未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあつては、直近 1 年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近 1 年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (7) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていないものであること。
- (8) プライバシーマーク・ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証のうち、いずれか 1 つを取得している事業者であること。

【4】見積書の提出場所

- (1) 見積書の提出場所、契約事項を示す場所及び問い合わせ先

〒330-8686 埼玉県さいたま市大宮区錦町 682 番地 2

大宮情報文化センター16 階 全国健康保険協会 埼玉支部

企画総務グループ 担当:下・安斎

電話番号 048-658-5918

- (2) 競争参加資格に関する証明書類及び見積書の受領期限

令和 2 年 2 月 25 日(火) 12 時 00 分

- (3) 見積書の提出方法

- ① 見積書は、仕様書を確認のうえ作成すること。
- ② 持参または郵送以外の提出方法は認めない。
- ③ 見積の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者、参加条件に違反した者又は見積参加者に求められる業務を履行しなかった者の提出した見積書は無効とする。

【5】その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 見積参加者に要求する事項

- ① この見積競争に参加を希望する者は、上記【3】の競争参加資格を有することを証明する書類を令和 2 年 2 月 25 日(火) 12 時 00 分までに提出しなければならない。
- ② 期日までに、担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(3)提出が必要な書類

提出が必要な書類の一覧については、以下のチェックリストで確認すること。

<チェックリスト>

	提出物	提出期限
<input type="checkbox"/>	見積書	令和2年2月25日(火) 12時00分 ※持参もしくは郵送
<input type="checkbox"/>	平成31・32・33(令和1・2・3)年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「物品の製造」「役務の提供等」の資格審査結果通知書の写し	
<input type="checkbox"/>	直近一年間(平成31年1月分～令和1年12月分)の社会保険料の支払いが確認できる書類(領収書の写しでも可) ※健康保険組合に加入している場合は、厚生年金保険料の領収書のみで可	
<input type="checkbox"/>	プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のいずれかの認証の写し	

- ①資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ②提出された書類を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用することはない。
- ③一旦受領した書類は返却しない。

(4)契約の相手方の決定方法

最低価格落札方式とする。

- ①本説明書【5】(3)に伴い書類を添付して見積書を提出した者であって、本説明書【3】の競争参加資格及び仕様書の要求要件をすべて満たすこと。また、当該見積価格が最低の価格をもって有効な見積りを行った者を契約の相手方とする。
- ②契約の相手方となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該参加者にくじを引かせ、契約の相手方を決定するものとする。また、参加者又はその代理人が直接くじを引くことができないときは、事務に関係のない職員がこれに代わってくじを引き契約の相手方を決定するものとする。
- ③契約の相手方が契約を締結しない場合、見積金額の100分の5に相当する金額を違約金として納めなければならない。
- ④決定業者にのみ、別途連絡する。

(5)契約書の作成

- ①契約の相手方を決定したときは、遅延なく契約書を取り交わすものとする。
- ②契約書を作成する場合には、まず、契約の相手方が全国健康保険協会埼玉支部長(以下、「支部長」という。)より送付を受けた契約書に記名押印し、契約相手方決定の日から10日以内に、これ

を支部長に提出しなければならない。ただし、支部長が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。さらに支部長が当該契約書の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

- ③ 契約相手方が上記②に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札は、その効力を失う。この場合において、契約の相手方は、落札金額の 100 分の 5(単価契約の場合は、落札単価に予定数量を乗じた金額)に相当する金額を違約金として支部長に納めなければならない。
- ④ 上記②の場合において、支部長が記名押印した時は、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。
- ⑤ 支部長及び契約の相手方が契約書に記名押印しなければ本契約は確定しないものとする。

以上

令和2年3月吉日

送付書兼申込書(案)

※内容は変更する場合があります。

<ID>

<事業所名>

健康保険委員 様

〒330-8686

さいたま市大宮区錦町 682-2

大宮情報文化センター(JACK大宮)16階

全国健康保険協会埼玉支部

TEL048-658-5918

「健康づくり・こころのセルフケアリーフレット」送付のご案内

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は全国健康保険協会（協会けんぽ）埼玉支部の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、協会けんぽ埼玉支部では、メンタルヘルス問題の予防のために早稲田大学応用科学研究室と共同研究を行っており、健康保険委員の皆様、従業員様の健康増進にお役立ていただくことを目的として、別添の「健康づくり・こころのセルフケアリーフレット」を作成いたしました。

つきましては、5部送付いたしますので、職場内での掲示や回覧、従業員様へのご配布にご協力を賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。また、追加送付をご希望の場合は、裏面の送付依頼票に希望枚数、送付先等をご記入いただき、協会けんぽ埼玉支部にFAXで依頼いただきますようお願いいたします。

【健康づくり・こころのセルフケアリーフレット】

こころの状態を良好に保つため、ポジティブな行動を行うことを推奨するA（act：アクト）、B（belong：ビロング）、C（challenge：チャレンジ）の3要素を「こころのABC活動」として紹介しています。

また、協会けんぽの保険証を提示することにより、参加企業から健康の保持増進に関わるサービスが受けられる「メンバーシップ特典サービス」を紹介しております。

【問い合わせ先】

埼玉支部企画総務グループ 服部・阪本

TEL 048-658-5918

協会けんぽ埼玉支部あて

送付書兼申込書 裏面 (案)
※内容は変更する場合があります。

「健康づくり・セルフケア リーフレット」送付依頼票

FAX : 048-658-6062

◆健康づくり・セルフケア リーフレット 送付希望数

() 部

●送付希望先

住所 (事業所所在地)	
氏名 (事業所・担当者)	
連絡先	

●ご意見・ご要望等あればご記入ください。

--

あて先・お問い合わせ先

〒330-8686
さいたま市大宮区錦町 682-2
大宮情報文化センター(JACK 大宮) 16F
全国健康保険協会 埼玉支部
企画総務グループ
TEL : 048-658-5918 FAX : 048-658-6062

※封筒イメージ(表面)(角2サイズ)



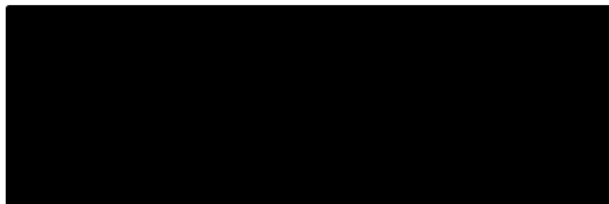
【宛名ラベル貼付位置】

●●県○○市▲▲区△△町1-1-1
○○ハイツ101号室

○○株式(有限)会社
健保 太郎 様

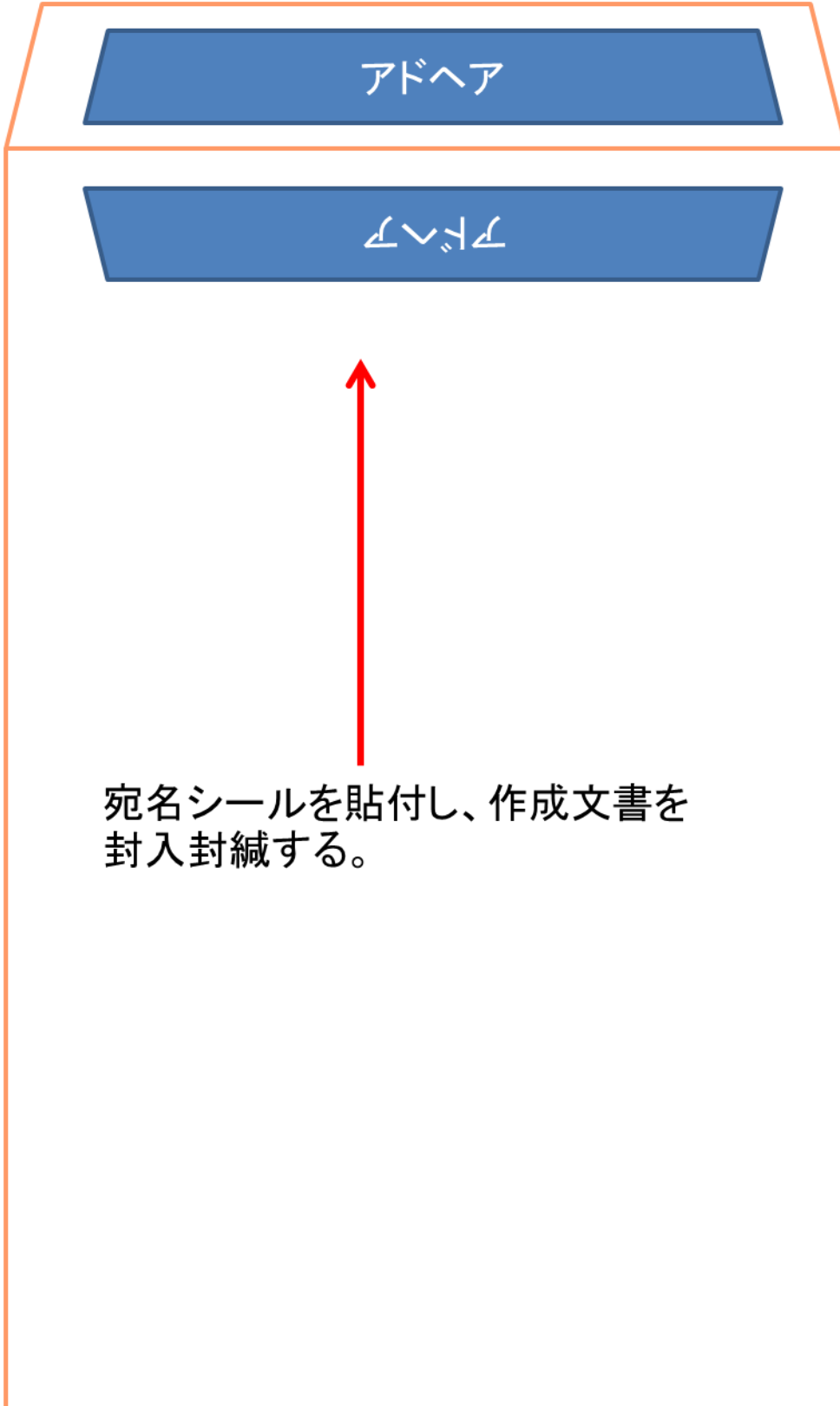


全国健康保険協会 埼玉支部
協会けんぽ



全国健康保険協会ホームページ
<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/>

※封筒イメージ(裏面)



業務完了届

全国健康保険協会埼玉支部長 様

次の業務を完了しましたので届出いたします。

1. 業務内容 : 健康づくり・セルフケア リーフレットの作成と
健康保険委員事業所への送付書の印刷、宛名ラベル
の作成及び 封入封緘業務委託

2. 完了年月日 : 令和 年 月 日

令和 年 月 日

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

令和 年 月 日

全国健康保険協会埼玉支部 御中

事業所名： _____ ㊞

CD-R等電磁記録媒体のウイルスチェック実施結果報告書

貴協会に納品するCD-R等電磁記録媒体に対し、下記のとおりウイルスチェックを実施済ですので報告します。

記

①	納品データ名称	
②	ウイルスチェックに使用したソフト名称	
③	上記ソフトのバージョン	
④	上記ソフトの更新日（ウイルス定義日等）	
⑤	ウイルスチェックの実施年月日	
⑥	実施結果	
⑦	作業環境のネットワーク状況	

※④については「最新」などの年月日が特定できない回答は不可。

※⑦については作業環境が外部ネットワークから切り離されているかを記載すること。

健康保険委員事業所送付対象者一覧（CD-R）受領届

標記の件について、「健康保険委員事業所送付対象者一覧（CD-R）」
を受領いたします。

令和 年 月 日

全国健康保険協会 埼玉支部長 殿

所在地

受託者名

代表者氏名

⑩

健康保険委員事業所送付対象者一覧（CD-R）返却届

標記の件について、「健康保険委員事業所送付対象者一覧（CD-R）」
を返却いたします。

令和 年 月 日

全国健康保険協会 埼玉支部長 殿

所在地

受託者名

代表者氏名

⑩

様式 3

令和 年 月 日

全国健康保険協会 埼玉支部長 殿

所在地

受託者名

代表者氏名

⑩

終了時検査報告書

健康づくり・セルフケアリーフレット作成と健康保険委員事業所への送付書の印刷、宛名ラベルの作成及び封入封緘業務委託期間中に作成した個人情報の複写複製物等については、当該個人情報の復元または判読等が不可能な方法により当該情報の消去または廃棄等を行いましたので報告いたします。

見積書(例)

全国健康保険協会 埼玉支部 御中

(所在地) ●●●市○○○区△△△1-1-1

(団体名) 株式会社 ●●●

(代表者名) 代表取締役 ●● ●● 印

下記のとおり、見積書を提出いたします。

納期

令和2年3月27日

合計金額

¥●●●.●●●- (税込)

件名： 令和元年度生活習慣病予防健診及び特定健康診査の日曜健診(家族健診)に係る案内文書等の作成・印刷及び封入封緘業務委託

件名	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
健康づくり・セルフケアリーフレットの作成	40,000枚	●円	●●円
送付書印刷	4,200枚	円	円
宛名ラベル作成・貼付	4,200件	円	円
封入封緘	4,200件	円	円
小計			●●円
消費税(10%)			〇〇円
合計金額			△△△円

令和 2年 月 日

見積書

全国健康保険協会 埼玉支部 御中

(所在地)

(団体名)

(代表者名)

印

下記のとおり、見積書を提出いたします。

納期 令和2年3月27日

合計金額 ￥ (税込)

件名： 令和元年度生活習慣病予防健診及び特定健康診査の日曜健診(家族健診)に係る案内文書等の作成・印刷及び封入封緘業務委託

件名	数量	単価(税抜)	金額(税抜)
健康づくり・セルフケアリーフレットの作成	40,000枚	円	円
送付書印刷	4,200枚	円	円
宛名ラベル作成・貼付	4,200件	円	円
封入封緘	4,200件	円	円
小計			円
消費税(10%)			円
合計金額			円

契 約 書 (案)

全国健康保険協会埼玉支部 支部長 柴田 潤一郎を甲とし、〇〇〇〇を乙として、下記の案件について以下各条項を締結する。ただし、物品等を甲の指定する場所に納入（搬入の場合も含む。以下同じ。）等、契約の履行に要する費用は、契約金額中に含むものとする。

記

契約件名 健康づくり・セルフケアリーフレットの作成と健康保険委員事業所への
送付書の印刷、宛名ラベルの作成及び封入封緘業務委託

契約単価	予定数量
① 健康づくり・セルフケアリーフレットの作成	
単価 〇〇円	40,000枚
② 送付書印刷	
単価 〇〇円	4,200枚
③ 宛名ラベル作成・貼付	
単価 〇〇円	4,200枚
④ 封入封緘	
単価 〇〇円	4,200枚

(上記の契約単価は1件当たりの単価であり、消費税等額を含まない額である。)

契約保証金 全額免除 (ただし、契約保証金は損害賠償額の予定又はその一部を意味するものではない。)

(総則)

第1条 乙は、この契約書のほか、この契約書に付属する仕様書に定める委託内容を信義誠実に実施し、納入期限までに甲の指定する場所に納入し、甲は、その代金を乙に支払うものとする。

(納入期限等)

第2条 納入期限及び場所は次のとおりとする。

納入期限：仕様書のとおり

納入場所：仕様書のとおり

(仕様書の疑義)

第3条 乙は、仕様書に疑義がある場合は、速やかに甲に説明を求めるものとする。

2 乙は、前項の説明に従ったことを理由として、この契約に定める義務の履行の責めを免れない。ただし、乙がその説明の不適當なことを知って、速やかに甲に異議を申し立てたにもかかわらず、甲が当該説明によることを求めたときは、この限りでない。

(法令遵守等)

第4条 本契約の履行にあたり乙は、甲が作成する仕様書に従い関係諸法令を守り、自ら業務処理計画を立案し、乙の従業員で当該業務に従事する者（以下「業務委託員」という。）を適正に配置するものとする。

- 2 乙は、受託業務の実施に関し、業務委託員への指導監督と教育指導を行い、業務の趣旨に従い誠実かつ善良なる管理者の注意をもって、処理しなければならない。

(労働法上の責任)

第5条 乙は、業務委託員に対する雇用者又は使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、社会保険諸法令その他業務委託員に対する法令上の責任をすべて負い、責任を持って労務管理し、甲に対し一切責任及び迷惑等を及ぼさないものとする。

(監督)

第6条 甲は、この契約の履行に関し、乙に業務遂行上の不適切な行為がある場合には、甲の指定する者（以下「監督職員」という。）に乙の業務を監督させ、必要な指示を行わせることができる。

- 2 前項の場合、乙は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。

(調査等)

第7条 甲又は監督職員は、必要があると認めるときに、乙の事務所又は作業場所に立ち入り、当該業務の実施状況について、随時に調査を行うことができるものとし、乙に必要な報告を求めることができるものとする。

- 2 前項の場合、甲又は監督職員は、乙に対して業務遂行上必要な指導を行うことができるものとする。

- 3 甲は、必要に応じて、乙に対し委託業務に関する資料の提出その他の必要な調査等について協力を求めることができる。

(監査)

第8条 乙は、当該業務の実施状況について、甲から外部専門家による監査も含めた監査の実施に関し、協力の求めがあった場合においては、これに協力するものとする。

- 2 前項の場合において、甲又は甲から監査に関し委託を受けた外部専門家が乙の作業場所に立ち入る際は、事前に書面による通知を行うこととし、原則として乙は立ち会うものとする。その他の監査の実施に関する必要な事項は、甲乙協議の上決定するものとする。

(公益通報者の保護)

第9条 甲及び乙は、業務委託員が甲の職員、代理人その他の者について公益通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、甲若しくは甲があらかじめ定めた者、当該公益

通報対象事実について処分若しくは勧告等をする権限を有する行政機関又はその者に対し当該公益通報対象事実を通報することがその発生若しくはこれによる被害の拡大を防止するために必要であると認められる者に通報したことを理由として、甲においては本契約の解除、業務委託員の就業停止その他不利益な取扱いをしてはならず、乙においては当該業務委託員に対して解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。

(個人情報取扱いに係る規則等)

第10条 乙は、就業規則等において、以下に掲げる事項を当該業務の開始までに定めなければならない。

- (1) 個人情報の取扱いに係る業務に関する取扱規程
 - (2) 個人情報の取扱状況の点検及び監査に関する規程
 - (3) 個人情報の取扱いに関する管理者等及び業務委託員の役割・責任に係る規程
 - (4) 個人情報の取扱いに関する規程に違反した管理者等及び業務委託員に対する処分の内容
- 2 乙は、当該業務に従事する管理者等及び業務委託員の使用者としての法令上の全ての責任及び監督の責任を負わなければならない。
- 3 乙は、業務委託員に対し甲の構内にいる間、甲の職場秩序を維持する定めを遵守させるものとする。

(個人情報保護に関する体制の整備)

第11条 乙は、当該業務の開始までに個人情報の安全管理に係る業務遂行の総責任者（以下「総括管理責任者」という。）及び個人情報の取扱いを行う部署における管理者（以下「部署管理者」という。）を設置するとともに、個人情報の取扱状況の点検計画を策定し、点検の実施管理者（以下「点検管理者」という。）を設置しなければならない。

- 2 乙は、総括管理責任者に次の各号の業務を所管させることとする。
- (1) 個人情報の取扱いに関する規程等の承認及び周知
 - (2) 部署管理者の任命
 - (3) システムを使用する場合においては、個人情報へのアクセス権限を管理する者の任命
 - (4) 部署管理者からの報告聴取及び助言・指導
 - (5) 教育・研修の企画
 - (6) その他当該業務全体における個人情報保護に関すること
- 3 乙は、部署管理者に次の各号の業務を所管させることとする。
- (1) 部署毎の当該業務の業務管理
 - (2) 個人情報取扱者の指定及び変更等の管理
 - (3) 届書（届書の複写複製等を行ったものを含む）の保管場所の指定及び管理
 - (4) 個人情報の取扱状況の把握
 - (5) 教育・研修の実施
 - (6) 総括管理責任者に対する報告
 - (7) その他所管部署における個人情報の安全管理に関すること
- 4 乙は、総括管理責任者、部署管理者及び点検管理者等から、個人情報の取扱規程違反

等、不適切な個人情報の取扱いに係る報告があった場合には、速やかにその改善を行うこと。

5 乙は、当該業務の開始までに、個人情報の漏えい等が発生した場合における原因調査、再発防止及び事後対策等の検討のための対応体制を整備すること。

6 乙は、総括管理責任者及び部署管理者を指定し、仕様書に定める期日までに、甲に対して、その承認を申請すること。これを変更する場合も同様とする。

(教育・訓練等の実施)

第 12 条 乙は、当該業務の実施前及び随時に、前条に定める各管理者等及び業務委託員に対し個人情報の取扱いに係る教育、訓練を行うこと。

2 乙は、定期的又は随時に個人情報保護に係る取扱規程等に違反した場合の処分の周知を行うこと。

3 乙は、個人情報の取扱いに関する規程、業務委託員に対する教育、訓練内容等について、定期的な見直しを行わなければならない。

(業務履行体制の整備等)

第 13 条 乙は、当該業務の処理、業務委託員の服務等の監督を行うための体制並びに現場責任者及び現場責任者の不在時の補助者となる者（以下「責任者等」という。）を定め、予め甲に通知しなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 乙は、責任者等及び業務委託員の氏名等を予め甲に通知するものとし、責任者等及び業務委託員以外の者に当該業務を行わせてはならない。

(秘密の保持等)

第 14 条 乙は、本契約において知り得た秘密について、他に漏らし又は目的外に使用してはならない。

2 前項の規定は、契約終了後も有効とする。

3 乙は、責任者等及び業務委託員と、個人情報や機密情報の漏えい及び目的外利用を禁じた契約を締結すること（契約終了後及び退職後においても有効である旨が記載されていること。）等により、秘密の保持等のための管理体制を整備するものとする。

4 乙は、前項の規定により締結した契約書の写しを、当該業務の開始までに甲に提出しなければならない。ただし、乙が個人情報の適切な取扱いを行っている旨の第三者評価として、プライバシーマーク取得事業者または ISO/IEC27001 又は JISQ27001 認証を取得している場合を除く。

5 乙は、不正の利益を得る目的、若しくは甲又は乙に損害を与える目的を持って第 1 項の規定に違反した者について、就業規則等に従い厳正な処分を行い、その内容を甲に報告しなければならない。

(情報の帰属)

第 15 条 当該業務の実施に係る全ての情報は、甲の所有に帰属する。

(情報等の適正な取扱い)

第 16 条 乙は、当該業務の実施に関し入手した全ての情報について、目的外利用等を行ってはならない。

- 2 乙は、仕様書等において定める場合を除き、個人情報や機密情報を作業場所以外に持ち出してはならない。
- 3 乙は、当該業務の実施に関し入手した情報の全部又は一部の複写複製等を行ってはならない。ただし、甲が必要と認めた場合はこの限りでない。
- 4 乙は、当該業務の実施にあたり複写複製等を行う必要がある場合は、予め甲の承認を受けるものとする。
- 5 乙は、当該業務の実施に関して入手した個人情報や機密情報（前項において複写複製等を行ったものも含む。）を善良な管理者の注意をもって管理し、この契約が終了し、又は解除された後、直ちに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、当該方法（廃棄を指示した場合は、焼却又は裁断等復元が困難な消去方法により速やかに実施すること。）によることとし、甲に廃棄等を行ったことを証する書面を速やかに提出しなければならない。
- 6 乙は、第 1 項から第 5 項までを遵守するための措置を講じなければならない。

(納入検査)

第 17 条 乙は、納品物を納入しようとするときは、あらかじめ希望検査日時、場所、品名、数量等必要事項を甲に通知し、立合いのうえ検査を受けなければならない。ただし、乙に差し支えがあって立合いすることができない場合は、あらかじめ甲の承諾を得た確実な代理人を差し向けなければならない。

- 2 甲は前項の通知を受けたときは、その日から 10 日以内に納入検査をするものとする。
- 3 納入物品は、すべて甲の指示（仕様書）のとおりであって、甲が行う検査に合格したものでなければならない。
- 4 前各項の検査に必要な費用は、乙の負担とする。

(所有権の移転及び危険負担)

第 18 条 この契約に基づく成果物の所有権は、第 17 条【納入検査】に規定する甲の検査に合格し、甲が受領したときに乙から甲に移転するものとする。

- 2 前項の規定により成果物の所有権が甲に移転したときに、甲は乙の責めに帰すべからざる事由による成果物の滅失、毀損等の責任を負担するものとする。

(不合格品引取)

第 19 条 乙が、甲の施設を利用して第 17 条【納入検査】の検査を受け、その結果不合格となった物品は、甲が指定した期限内に持ち去らなければならない。

- 2 甲は前項の期限経過後、いつでもその物品を他の場所に運搬し又は第三者に保管を託す

ことができる。ただし、その費用一切は、乙の負担とする。

(事故報告等)

第 20 条 乙は、当該業務の実施において、事故が発生したときは、直ちに監督職員に報告し、その指示を受けるとともに、その後、速やかに事故内容等の詳細について文書にて報告しなければならない。

2 乙は、当該業務の実施に関して、個人情報や機密情報の漏えい又は漏えいが疑われる事象等が発生したときは、直ちに発生した事象等の詳細を文書にて監督職員に報告し、その指示を受けなければならない。契約終了後においても同様とする。

3 乙は、第 1 項又は前項に規定する事故等が発生した場合に対応するための体制を整備しなければならない。

(履行不能等の通知)

第 21 条 乙は、理由の如何を問わず、納入期限までに契約の履行を完了する見込みがなくなった場合、又は契約の履行を完了することができなくなった場合は、直ちに甲にこの旨を書面により通知するものとする。

(納期の有償延期)

第 22 条 乙が、第 24 条【納期の無償延期】以外の理由によって、第 2 条【納入期限等】の場所及び期限内に合格物品の納入ができないときは、乙は、その理由を詳記して期限内に延期を請求することができる。

2 甲は、前項の請求があった場合、請求に係る延期期間の短縮を求めることができる。

3 前二項に基づき甲と乙が期限の延期に合意した場合、甲は、第 28 条【契約の解除】に基づく契約解除を行わず、遅滞料を徴収して延期をすることができる。

4 前項の規定により納入期限を延期したことにより甲に生じた損害額が遅滞料を上回る場合は、甲は乙に対し、当該上回る部分の額を別途、損害賠償として請求することができる。

(遅滞料)

第 23 条 前条の遅滞料は、乙の遅滞日数につきその未納分に相当する金額に年 5 パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した金額（算出された額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。また、算出された額が 100 円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）とする。

(納期の無償延期)

第 24 条 天災地変、その他乙の責に帰し難い理由によって、第 2 条【納入期限等】の場所及び期限内に物品の納入ができないときは、乙はその理由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。この場合、甲は、その請求が正当と確認されたときは、特に前条の遅滞料

を免除して納期の延期を許すことができる。

(対価の請求及び支払)

第 25 条 乙は、第 18 条【所有権の移転及び危険負担】の所有権移転が行われたのち、対価の支払いを、甲に請求するものとする。ただし、対価の請求額については、次の各号により算出された額の合計額とする。

- (1) 契約単価に納品数量を乗じて算出された額。ただし、算出された額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
 - (2) 前号の額に消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づく税率を乗じて得た額（以下、「消費税等額」という。）。ただし、この場合、消費税等額に 1 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額とする。
- 2 甲は、乙の適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して 30 日以内に支払うものとする。
- 3 乙は、当該業務の当初予定件数（数量）の増減につき異議を述べるできないものとする。

(支払遅延利息)

第 26 条 甲の責めに帰す理由により前条の約定期限内に甲が対価を支払わないときは、乙は、甲に対して約定期限の翌日から支払日までの日数に応じ、支払うべき対価金額に年 2.7 パーセントの割合（年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。）を乗じて計算した遅延利息（算出された額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。また、算出された額が 100 円未満であるときは、その全額を切り捨てる。）の支払を請求することができる。ただし、約定期限に支払をしないことが天災地変等やむを得ない理由による場合は、当該理由の継続する期間を、遅延利息を支払う日数から減ずるものとする。

(権利義務の譲渡等)

第 27 条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条の 3 に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成 10 年法律第 105 号）第 2 条第 3 項に規定する特定目的会社又は信託業法（平成 16 年法律第 154 号）第 2 条第 2 項に規定する信託会社に対し債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙が本契約の履行を完了する前に、乙が前項ただし書きに基づいて、特定目的会社又は信託会社（以下「特定目的会社等」という。）に債権の譲渡を行い、乙が甲に対し、民法（明治 29 年法律第 89 号）467 条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成 10 年法律第 104 号）第 4 条第 2 項に規定する通知又は承諾の依頼を行い、若しくは、乙が信託業法（平成 16 年法律第 154 号）に規定する公告を行っ

た場合にあつては、甲は次の各号に掲げる異議を留めるものとする。

- (1) 甲は、乙に対して反対債権を有するときは、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 特定目的会社等は、譲渡対象債権を第1項ただし書きに掲げる者以外の者に譲渡し又はこれに質権を設定しその他債権の帰属並びに行使を害すべきことはできないこと。
- (3) 甲は、債権譲渡後も、乙との協議のみにより、納入地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、特定目的会社等は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合には、もっぱら乙と特定目的会社等の間において解決されなければならない。

(契約の解除)

第28条 甲は自己の都合によって契約の解除を行う場合は、乙に対して30日前までに文書による予告を行うことにより本契約を解除することができる。

2 甲は、次の各号の一に該当するときは、乙に対して何らの予告なしに直ちに本契約を解除することができる。なお、契約が解除された場合において、乙は、甲又は甲の指定する者に対し当該業務の円滑な引継ぎをなし、業務処理の継続に支障がないよう協力する義務を負う。

- (1) 甲が事前に行う契約の相手方として適当であるかを判断する審査において、偽りその他不正行為により契約の相手方となったとき。
- (2) 第2条【納入期限等】に定める期限内に合格品の受渡を終了しないとき。
- (3) 乙がこの契約の解除を請求し、その理由が正当と認められるとき。
- (4) 乙の責に帰す理由により、本契約の全部若しくは一部を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (5) 当該業務の遂行につき、不適切な行為があり、甲の業務に支障を及ぼすと認められるとき。
- (6) この契約に基づく検査を不当に拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。
- (7) 乙が当該業務の実施に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用したとき。
- (8) この契約の条項に違反したとき。
- (9) 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- (10) 乙の財産状態に著しい悪影響を及ぼす差押え、仮差押え又は仮処分を受けたとき、若しくは競売、強制執行、滞納処分等を受けたとき。
- (11) 破産、民事再生、会社更生等の申立てがあったとき。
- (12) 営業を廃止し、又は清算に入ったとき。
- (13) 反社会的勢力と判明した場合。

なお、反社会的勢力とは、暴力団、国際犯罪組織、国際テロリスト等、その他次の各号に掲げる者をいう。

ア 甲が提供するサービスを不正に利用し、又は不正な目的をもって利用する者

イ 甲が提供するサービスの利用を通じて、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

ウ その他、社会的妥当性を欠く不当な要求をする者

- (14) 甲との取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いたとき。
- (15) 私的独占又は不当な取引制限行為をしたと疑うに足りる相当な理由があるとき。

(違約金)

第 29 条 第 28 条第 2 項【契約の解除】の規定によりこの契約が解除されたときには、違約金として、乙は契約単価に予定数量を乗じた金額から第 17 条【納入検査】の規定による検査が完了した期間に相当する金額又は納品され合格となった成果物の対価を差し引いた金額の 100 分の 20 に相当する金額（以下「違約金額」という。）を甲の指定する期限内に、甲に支払わなければならない。

2 前項に規定する違約金額が、第 30 条【損害賠償】の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、第 30 条【損害賠償】の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

(損害賠償)

第 30 条 乙がこの契約を誠実に履行する目的で業務に着手後、甲が、第 28 条第 1 項【契約の解除】に基づき契約の解除をした場合は、乙は、甲に対し、その損害の賠償を請求することができる。

2 甲が前項の請求を受けたときは、甲乙協議により損害額の確認を行い、乙が被った損害に限りその損害を賠償することとする。ただし、乙の同意を得て解除した場合はこの限りでない。

3 第 28 条第 2 項【契約の解除】の規定により契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は甲に対し甲が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。この損害額が第 29 条【違約金】の違約金額を下回る場合は、同違約金をもって損害賠償額とする。

4 甲及び乙は、この契約書に掲げる事項を遵守せず、相手方に損害を与えた場合には、相手方に対し相手方が被った損害に限り、その損害を賠償しなければならない。乙が第 22 条【納期の有償延期】による納期の有償延期によって甲に損害を与えた場合において、その損害額が第 23 条【遅滞料】の遅滞料を下回るときは、同遅滞料をもって損害賠償額とする。

5 本契約において相手方に請求できる損害賠償の範囲には、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害及び逸失利益は含まれないものとする。

(一括再委託の禁止)

第 31 条 乙は、当該業務の全部又は主体的部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。

(再委託の承認及び変更)

第 32 条 乙は、やむを得ない事情により当該業務の主体的部分を除く一部について第三者に請け負わせようとする場合には、再委託先の名称、所在地、連絡先、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性、必要性、再委託先の履行能力、個人情報を取り扱う業務にあつては個人情報の管理、その他運営管理の方法等の詳細を書面により示し

た上、事前に甲の書面による承認を得なければならない。

- 2 甲は、前項の再委託先が不適當であると認めるときは、承認をしないことができる。承認をした再委託先が後に不適當であると判明したときは、乙に対してその変更を求めることができる。
- 3 乙は、第1項の承認を受けた場合には、速やかに再委託先と本契約にて乙に課せられている守秘義務等と同等以上の条件及び必要に応じて甲が自ら、再委託先に対して調査等を行える条件が含まれた契約を締結することとし、甲からその契約書の写しについて提示の要求があった場合は、速やかにこれを提示するものとする。
- 4 第1項の規定に基づき、第三者に当該業務の一部を請け負わせた場合においても、その業務における管理責任、事故等の報告義務等については、乙が負うこととする。
- 5 乙は、第1項の再委託を行った場合、再委託先による当該業務の履行を監督するとともに、甲の求めに応じて、履行の状況を甲に対して適宜報告しなければならない。
- 6 乙は、再委託先に対し、甲の書面による事前の承認なくして、当該業務をさらなる委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再々委託」という。）により第三者に取り扱わせることを禁止し、その旨を再委託先と約定しなければならない。
- 7 第1項から前項までの規定は、前項の規定による甲の承認を得て業務を再々委託する場合について準用する。

（特許権等の費用負担）

第33条 業務の実施にあたり、第三者の特許権、実用新案権等の使用をするときは、その権利者又は代理者に対する使用料その他の義務は、乙がこれを負うものとする。

（著作権等）

第34条 この契約の範囲内で第三者が権利を有する著作物、知的所有権等を利用する場合は、乙の責任においてその権利の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこととする。

- 2 この契約により新たに作成される成果物の著作権等の取扱いは、次の各号に定めるところによる。
 - (1) この契約により新たに作成される成果物に関する権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、すべて甲に帰属するものとし、乙は当該著作権を甲に無償で譲渡するものとする。ただし、納入成果物に関し、契約履行過程で生じたルーチン、モジュール等については、乙は自由に使用することができる。また、乙が契約履行前から著作権を保有するルーチン、モジュール等について、甲は複製、改変を行えるものとし、甲は第三者に対し、複製、改変を許諾できるものとする。乙は、著作者人格権を行使しない。
 - (2) 乙は、業務の一部を第三者に再委託し又は請け負わせる場合、委託し、又は請け負わせた者に対して業務の履行により作成された成果物に対する著作権が甲に帰属することの承諾を書面を取り付けなければならない。
 - (3) 甲は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書で指定する物件を改変し、また、任意の著作者

名で任意に公表することができるものとする。

- (4) 乙は、甲に対して、著作権法第 18 条（公表権）及び第 19 条（氏名表示権）を行使することができない。

（知的財産権）

第 35 条 乙は、仕様書に定める委託内容の履行並びに納入成果物の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。乙は第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により甲に生じる一切の損害を賠償するものとする。

- 2 乙は、仕様書に知的財産権に関する特別な定めがあるときは、これに従うものとする。

（補償事項）

第 36 条 乙は、この契約に基づいて行った当該業務の履行中に、乙、乙の責任者等又は業務委託員の責めに帰すべき事由により、甲の建物、施設機器又はその他物品に損害を与えたときは、無償で物品の取替え若しくは修理するものとする。

（瑕疵担保）

第 37 条 甲は、納入物品について、第 18 条【所有権の移転及び危険負担】の所有権移転が行われたのち、12 ヶ月以内に隠れた瑕疵を発見したときは、ただちに乙に期限を指定して他の良品と引替えさせ、あるいは損害賠償金として甲乙協議のうえ決定した金額を支払わせることができる。

（事情の変更）

第 38 条 甲及び乙は、この契約の締結後、天災地変、法令の制定又は改廃、その他の著しい事情の変更により、この契約に定めるところが不当となったと認められる場合は、この契約に定めるところを変更するため、協議することができる。

- 2 甲は、市場価格の動向、技術革新等からみて本契約金額について変更の必要があると認める場合は、乙と協議することができる。

- 3 前項の規定により契約金額の変更に関して、協議が行われる場合は、乙は、見積書等甲が必要とする書類を作成し、速やかに甲に提出するものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第 39 条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第 7 条の 2 第 18 項若しくは第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 乙又は乙の代理人が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金等）

第 40 条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき、違約金として、契約単価に予定数量を乗じた金額の 100 分の 20 に相当する金額（以下「不正行為違約金」）を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条又は同法第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 乙又は乙の代理人が刑法第 96 条の 6 若しくは同法第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項に規定する不正行為違約金のほか、契約単価に予定数量を乗じた金額の 100 分の 5 に相当する金額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）及び第 7 項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

4 第 1 項及び第 2 項に規定する違約金の合計額（以下「不正行為に係る違約金額」）が、第 41 条【談合等の不正行為に係る損害賠償】の甲に対する損害賠償額を下回る場合については、第 41 条【談合等の不正行為に係る損害賠償】の甲に対する損害賠償額をもって違約金とする。

（談合等の不正行為に係る損害賠償）

第 41 条 第 39 条【談合等の不正行為に係る解除】の規定に該当した場合において、乙が甲に損害を与えた場合には、乙は、甲に対し甲が被った損害に限り、その損害を賠償しなければ

ばならない。

2 第 1 項に定める損害賠償額が不正行為に係る違約金額を下回る場合については、不正行為に係る違約金額をもって損害賠償額とする。

(談合等の不正行為に係る違約金に関する遅延利息)

第 42 条 乙が第 40 条【談合等の不正行為に係る違約金等】に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 5 パーセントの割合(年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日の割合とする。)を乗じて計算した金額(算出された額に 100 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。また、算出された額が 100 円未満であるときは、その全額を切り捨てる。)を遅延利息として甲に支払わなければならない。

(支払代金の相殺)

第 43 条 この契約により乙が甲に支払うべき金額があるときは、甲はこの金額と乙に支払う代金を相殺することができる。

(紛争又は疑義の解決方法)

第 44 条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議の上解決するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この証書 2 通を作成し、両者記名押印のうえ各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲：埼玉県さいたま市大宮区錦町 682-2

全国健康保険協会 埼玉支部

支部長 柴田 潤一郎

乙：